

目 次

令和5年12月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第66号	箱根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
2	議案第67号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第68号	箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第69号	箱根町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第70号	箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第71号	令和5年度箱根町一般会計補正予算(第4号)
7	議案第72号	令和5年度箱根町介護保険特別会計補正予算(第2号)
8	議案第73号	令和5年度箱根町水道事業会計補正予算(第1号)
9	議案第74号	工事請負契約の一部変更について
10	議案第75号	仙石原公園いこいの家指定管理者の指定について

議案第 66 号

箱根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

本年の人事院勧告及び地方自治法の一部改正による職員の給与改定等を行うため、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(箱根町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

(単位:円)

級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	162,100	196,200	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	197,900	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	199,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	200,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	202,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	203,800	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	205,200	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	206,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	208,000	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	209,700	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	211,400	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	212,900	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	214,400	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	216,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	217,900	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	219,600	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200

17	181,800	221,100	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	222,600	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	224,100	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	225,600	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	226,800	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	228,200	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	229,600	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	231,000	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	232,400	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	234,000	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	235,500	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	236,900	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	238,100	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	239,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	241,200	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	242,600	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	243,600	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	245,100	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	246,400	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	247,600	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	248,700	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	249,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	250,600	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	251,500	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	252,400	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	253,300	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	254,100	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	254,900	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	255,600	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	256,700	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	257,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	

48	224,500	259,000	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	260,200	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	261,400	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	262,500	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	263,600	314,600	358,500	376,500	402,500	443,100	
53	228,900	264,700	316,200	359,400	377,200	403,200	443,500	
54	229,800	265,800	317,800	360,500	377,900	403,900	443,900	
55	230,700	266,900	319,300	361,400	378,600	404,600	444,300	
56	231,500	267,900	320,800	362,400	379,300	405,100	444,600	
57	231,800	268,900	322,200	363,300	379,800	405,700	444,900	
58	232,600	269,900	323,400	364,000	380,400	406,300	445,300	
59	233,300	270,900	324,500	364,700	381,000	406,900	445,600	
60	233,900	271,800	325,600	365,300	381,700	407,500	445,900	
61	234,500	272,700	326,300	365,700	382,100	408,000	446,200	
62	235,200	273,600	327,200	366,300	382,800	408,700		
63	235,800	274,500	328,000	367,000	383,400	409,300		
64	236,300	275,400	328,800	367,700	384,000	409,800		
65	236,800	276,300	329,600	368,000	384,400	410,100		
66	237,300	277,200	330,000	368,700	385,000	410,700		
67	237,800	278,100	330,600	369,400	385,600	411,400		
68	238,400	279,000	331,300	370,000	386,200	411,900		
69	238,900	280,000	332,100	370,300	386,600	412,400		
70	239,400	281,000	332,800	370,900	387,100	413,100		
71	239,900	281,900	333,500	371,600	387,600	413,800		
72	240,400	282,800	334,100	372,200	388,200	414,500		
73	240,900	283,300	334,600	372,500	388,500	414,900		
74	241,400	284,000	335,200	373,100	389,200	415,600		
75	241,800	284,700	335,700	373,800	389,900	416,300		
76	242,300	285,600	336,300	374,400	390,400	417,000		
77	242,800	286,600	336,600	374,800	390,700	417,500		
78	243,300	287,400	337,100	375,300	391,400	418,200		

79	243,800	288,200	337,500	375,900	392,100	418,900		
80	244,300	289,000	337,900	376,400	392,800	419,600		
81	244,700	289,700	338,300	376,900	393,300	420,100		
82	245,200	290,200	338,800	377,500	394,000	420,800		
83	245,600	290,600	339,300	378,000	394,700	421,500		
84	246,000	291,000	339,800	378,300	395,300	422,200		
85	246,400	291,200	340,100	378,700	395,800	422,700		
86	246,800	291,500	340,500	379,200	396,400	423,400		
87	247,200	291,700	341,000	379,600	397,000	424,100		
88	247,600	292,000	341,400	380,000	397,600	424,800		
89	248,000	292,200	341,700	380,400	398,300	425,300		
90	248,500	292,400	342,100	380,900	398,900	426,000		
91	248,800	292,700	342,600	381,300	399,500	426,700		
92	249,100	292,900	343,000	381,700	400,100	427,400		
93	249,400	293,200	343,200	382,000	400,800	427,900		
94		293,500	343,600		401,400			
95		293,800	344,100		402,000			
96		294,100	344,500		402,600			
97		294,400	344,700		403,300			
98		294,800	345,100		403,900			
99		295,100	345,500		404,500			
100		295,500	345,800		405,100			
101		295,700	346,100		405,800			
102		295,900	346,500					
103		296,200	346,900					
104		296,600	347,300					
105		296,800	347,800					
106		297,100	348,200					
107		297,500	348,600					
108		297,900	349,000					
109		298,100	349,500					

110		298,400	349,900					
111		298,800	350,200					
112		299,100	350,500					
113		299,300	351,000					
114		299,600						
115		300,000						
116		300,300						
117		300,500						
118		300,900						
119		301,300						
120		301,600						
121		301,800						
122		302,000						
123		302,300						
124		302,700						
125		302,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	194,600	205,700	224,200	247,700	260,600	280,900	296,400	322,000

第2条 箱根町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第7条の4第3項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「第7条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員」に、「任期付短時間勤務職員のうち、」を「任期付短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第7条の5の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第7条の6 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び第18条」を「、第18条」に改め、「期末手当」の次に「及び第18条の2に規定する勤勉手当」を加える。

第18条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第18条の2 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第17条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第17条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

基準月額表 (単位:円)

号給	報酬月額
1	162,100
2	163,200

3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000

34	209,300
35	210,600
36	211,900
37	213,200
38	214,400
39	215,600
40	216,700
41	217,800
42	218,900
43	219,900
44	220,900
45	221,800
46	222,700
47	223,600
48	224,500
49	225,400
50	226,300
51	227,200
52	228,100
53	228,900
54	229,800
55	230,700
56	231,500
57	231,800
58	232,600
59	233,300
60	233,900
61	234,500
62	235,200
63	235,800
64	236,300

65	236,800
66	237,300
67	237,800
68	238,400
69	238,900
70	239,400
71	239,900
72	240,400
73	240,900
74	241,400
75	241,800
76	242,300
77	242,800
78	243,300
79	243,800
80	244,300
81	244,700
82	245,200
83	245,600
84	246,000
85	246,400
86	246,800
87	247,200
88	247,600
89	248,000
90	248,500
91	248,800
92	249,100
93	249,400

(箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 箱根町職員の育児休業等に関する条例（平成4年箱根町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「(地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条並びに次項及び附則第 3 項の規定 公布の日
 - (2) 第 3 条中箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例別表の改正規定 令和 5 年 12 月 1 日
 - (3) 第 2 条、第 3 条 (前号に掲げる改正規定を除く。) 及び第 4 条の規定 令和 6 年 4 月 1 日
- 2 第 1 条の規定(箱根町職員の給与に関する条例第 16 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条第 2 項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の箱根町職員の給与に関する条例(次項において「第 1 条改正後条例」という。)の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)
- 3 第 1 条改正後条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の箱根町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、第 1 条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 67 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

人事院勧告による一般職の期末勤勉手当の支給割合の引き上げに伴い、特別職についても同様の措置を講ずる必要があるので、本条例案を提出するものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年箱根町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 230」に改める。

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 225」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 68 号

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のように定める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

特別職の職員の期末手当について支給割合を引き上げることに伴い、議会議員の期末手当についても同様の措置を講じる必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年箱根町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 69 号

箱根町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町国民保護協議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

箱根町国民保護協議会委員の定数を増員するため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町国民保護協議会条例の一部を改正する条例

箱根町国民保護協議会条例（平成 18 年箱根町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「20 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）等が公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町町税条例の一部を改正する条例

箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「交付」の次に「（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第 9 条の 2 中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 15 条第 1 項中「により」を「によって」に改め、ただし書を削り、同条第 2 項中「、前項」を「前項」に改める。

第 16 条第 1 項中「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。）」を加える。

附則第 26 項を削り、附則第 25 項を附則第 26 項とする。

附則第 24 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を附則第 25 項とする。

附則第 23 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同項を附則第 24 項とする。

附則第 22 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同項を附則第 23 項とする。

附則第 21 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同項を附則第 22 項とする。

附則第 20 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同項を附則第 21 項とする。

附則第 19 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同項を附則第 20 項とする。

附則第 18 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項の前の見出しを削り、同項を附則第 12 項とし、同項の前に見出しとして「(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)」を付する。

附則第 10 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を附則第 11 項とし、附則第 9 項の次に次の 1 項を加える。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

10 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 31 項の前の見出し及び同項から附則第 33 項までを削る。

附則第 30 項中「附則第 27 項」を「附則第 28 項」に改め、同項を附

則第 31 項とする。

附則第 29 項中「附則第 27 項」を「附則第 28 項」に改め、同項を附則第 30 項とする。

附則第 28 項を附則第 29 項とする。

附則第 27 項の前の見出しを削り、同項を附則第 28 項とし、同項の前に見出しとして「(固定資産税の税率の特例)」を付し、同項の前に次の 1 項を加える。

27 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 34 項を削る。

附則第 35 項の前の見出しを削り、同項を附則第 32 項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)」を付する。

附則第 36 項を附則第 33 項とする。

附則第 37 項中「附則第 35 項」を「附則第 32 項」に、「附則第 41 項」を「附則第 38 項」に改め、同項を附則第 34 項とする。

附則第 38 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改め、同項を附則第 35 項とする。

附則中第 39 項を第 36 項とし、第 40 項から第 42 項まで 3 項ずつ繰り上げる。

附則第 43 項の前の見出しを削り、同項を附則第 40 項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)」を付する。

附則第 44 項を附則第 41 項とし、附則第 45 項を削る。

附則第 46 項の前の見出しを削り、同項中「初回車両番号」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）」に改め、同項を附則第 42 項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税の種族割の税率の特例)」を付する。

附則第 47 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項を附則第 43 項とする。

附則第 48 項から第 51 項までを削る。

附則第 52 項中「附則第 30 条第 7 項の規定」を「附則第 30 条第 3 項の規定の適用」に、「3 輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第 48 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア（イ）中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア（ウ）a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」」に改め、同項を附則第 44 項とする。

附則第 53 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第 49 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア（イ）中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア（ウ）a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」」に改め、同項を附則第 45 項とする。

附則第 54 項の前の見出しを削り、同項中「附則第 47 項」を「附則第 43 項」に改め、同項を附則第 46 項とし、同項の前に見出しとして「（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）」を付する。

附則第 55 項を附則第 47 項とする。

附則第 56 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改め、同項を附則第 48 項とする。

附則第 57 項を附則第 49 項とし、附則第 58 項を附則第 50 項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 9 条の 2、第 15 条及び第 16 条第 1 項の改正規定並びに附則第 38 項の改正規定（「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める部分に限る。）及び附則第 56 項の改正規定（「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める部分に限る。）並びに附則第 3 項、第 7 項及び第 9 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
 - (2) 第 8 条第 2 項の改正規定及び次項の規定 令和 6 年 4 月 1 日
（納税証明書に関する経過措置）
- 2 前項第 2 号に掲げる規定による改正後の箱根町町税条例第 8 条第 2 項（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 20 条の 10 の規定による証明書の交付について適用する。
（町民税に関する経過措置）
- 3 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定による改正後の箱根町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
（固定資産税に関する経過措置）
- 4 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の箱根町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を

行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 6 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得されたこの条例による改正前の箱根町町税条例附則第 34 項及び第 45 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第 35 項の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 8 新条例附則第 42 項から第 45 項までの規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 9 新条例附則第 48 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第71号

令和5年度箱根町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度箱根町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,082,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,611,741千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年11月30日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		486,051	△2,745	483,306
	10 国庫補助金	246,292	△2,745	243,547
50 県支出金		440,399	39	440,438
	15 県委託金	44,945	39	44,984
60 寄付金		713,115	1,000,000	1,713,115
	05 寄付金	713,115	1,000,000	1,713,115
65 繰入金		956,813	79,116	1,035,929
	05 基金繰入金	956,813	79,116	1,035,929
80 町債		776,700	5,700	782,400
	05 町債	776,700	5,700	782,400
歳 入 合 計		11,529,631	1,082,110	12,611,741

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 議会費		121,683	△3,211	118,472
	05 議会費	121,683	△3,211	118,472
10 総務費		2,347,738	1,019,119	3,366,857
	05 総務管理費	2,107,280	1,018,707	3,125,987
	10 徴税費	152,969	△3,260	149,709
	15 戸籍住民基本台帳費	65,023	2,974	67,997
	20 選挙費	14,988	434	15,422
	25 統計調査費	648	39	687
	30 監査委員費	6,830	225	7,055
15 民生費		1,864,172	19,239	1,883,411
	05 社会福祉費	1,208,058	22,926	1,230,984
	10 児童福祉費	655,539	△3,687	651,852
20 衛生費		1,803,937	12,486	1,816,423
	05 保健衛生費	418,839	△17,853	400,986
	10 清掃費	1,384,845	30,339	1,415,184
25 農林水産業費		161,774	635	162,409
	05 農業費	15,836	635	16,471
30 観光費		1,080,478	11,910	1,092,388
	05 観光費	1,080,478	11,910	1,092,388
35 土木費		578,755	8,260	587,015
	05 土木管理費	61,662	748	62,410
	10 道路橋りょう費	278,918	5,000	283,918
	15 河川費	9,431	2,000	11,431
	20 都市計画費	130,498	△1,038	129,460
	30 住宅費	98,246	1,550	99,796
40 消防費		1,284,343	17,148	1,301,491
	05 消防費	1,284,343	17,148	1,301,491
45 教育費		1,107,748	△3,476	1,104,272
	05 教育総務費	283,957	△2,691	281,266
	10 小学校費	272,633	267	272,900
	15 中学校費	101,064	224	101,288
	20 幼稚園費	41,964	△41	41,923
	25 社会教育費	323,186	△1,613	321,573
	30 保健体育費	84,944	378	85,322
歳 出	合 計	11,529,631	1,082,110	12,611,741

(変更)

起債の目的					補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
町 営 住 宅 整 備 事 業	千円 50,200	証書借入または、証券発行 事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。	千円 55,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	486,051	△2,745	483,306
50 県支出金	440,399	39	440,438
60 寄付金	713,115	1,000,000	1,713,115
65 繰入金	956,813	79,116	1,035,929
80 町債	776,700	5,700	782,400
歳入合計	11,529,631	1,082,110	12,611,741

(歳出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 議会費	121,683	△3,211	118,472	0	0	0	△3,211
10 総務費	2,347,738	1,019,119	3,366,857	1,392	0	1,000,000	17,727
15 民生費	1,864,172	19,239	1,883,411	0	0	0	19,239
20 衛生費	1,803,937	12,486	1,816,423	0	0	0	12,486
25 農林水産業費	161,774	635	162,409	0	0	0	635
30 観光費	1,080,478	11,910	1,092,388	0	0	0	11,910
35 土木費	578,755	8,260	587,015	△4,098	5,700	0	6,658
40 消防費	1,284,343	17,148	1,301,491	0	0	0	17,148
45 教育費	1,107,748	△3,476	1,104,272	0	0	0	△3,476
歳出合計	11,529,631	1,082,110	12,611,741	△2,706	5,700	1,000,000	79,116

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
10 総務費国庫補助金	45,534	1,353	46,887
60 社会資本整備総合交付金	62,028	△4,098	57,930
計	246,292	△2,745	243,547

(款) 50 県支出金

(項) 15 県委託金

10 総務費県委託金	38,853	39	38,892
計	44,945	39	44,984

(款) 60 寄付金

(項) 05 寄付金

35 ふるさと納税寄付金	700,000	1,000,000	1,700,000
計	713,115	1,000,000	1,713,115

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	946,534	79,116	1,025,650
計	956,813	79,116	1,035,929

(款) 80 町債

(項) 05 町債

35 土木債	169,900	5,700	175,600
計	776,700	5,700	782,400

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
05 総務管理費国庫補助金	1,353	70 社会保障・税番号制度システム整備費 補助金追加	1,353
05 社会資本整備総合交付金	△4,098	35 社会資本整備総合交付金更正減	△4,098

25 統計調査費県委託金	39	05 統計調査費県委託金追加	39

05 ふるさと納税寄付金	1,000,000	03 一般寄付金追加	1,000,000

05 財政調整基金繰入金	79,116	05 財政調整基金繰入金追加	79,116

20 住宅債	5,700	05 町営住宅整備事業債追加	5,700

3 歳出

(款) 05 議会費

(項) 05 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 議会費	121,683	△3,211	118,472	0	0	0	△3,211
計	121,683	△3,211	118,472	0	0	0	△3,211

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

05 一般管理費	840,598	18,707	859,305	0	0	0	18,707
35 企画費	405,780	500,211	905,991	0	0	500,211	0
75 財政調整基金費	345,541	499,789	845,330	0	0	499,789	0
計	2,107,280	1,018,707	3,125,987	0	0	1,000,000	18,707

(款) 10 総務費

(項) 10 徴税費

05 税務総務費	135,283	△3,260	132,023	0	0	0	△3,260
計	152,969	△3,260	149,709	0	0	0	△3,260

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△1,199	01-01-01 報酬更正減	△1,199
2 給料	△1,561	(報酬)	
3 職員手当等	△21	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△1,199
4 共済費	△430	01-01-02 議会議員・職員給与費更正減	△2,012
		議会議員給与費追加	
		一般職等給与費更正減	

1 報酬	△3,070	01-01-01 報酬更正減	△3,070
2 給料	△6,666	(報酬)	
3 職員手当等	31,835	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△3,070
4 共済費	△3,392	01-01-02 職員給与費追加	21,777
		特別職給与費追加	
		一般職等給与費追加	
12 委託料	99,941	05-30-01 ふるさと納税促進事業追加	500,211
13 使用料及び 賃借料	400,270	12-01 委託料追加	99,941
		13-01 使用料及び賃借料追加	400,270
24 積立金	499,789	01-05-01 経常経費追加	499,789
		(積立金)	
		24-51 財政調整基金積立金追加	499,789

1 報酬	△2,543	01-01-01 報酬更正減	△2,543
2 給料	288	(報酬)	
3 職員手当等	△529	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△2,543
4 共済費	△476	01-01-02 職員給与費更正減	△717
		一般職等給与費更正減	

(款) 10 総務費

(項) 15 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 戸籍住民基本台帳費	65,023	2,974	67,997	1,353	0	0	1,621
計	65,023	2,974	67,997	1,353	0	0	1,621

(款) 10 総務費

(項) 20 選挙費

05 選挙管理委員会費	7,389	434	7,823	0	0	0	434
計	14,988	434	15,422	0	0	0	434

(款) 10 総務費

(項) 25 統計調査費

05 統計調査総務費	648	39	687	39	0	0	0
計	648	39	687	39	0	0	0

(款) 10 総務費

(項) 30 監査委員費

05 監査委員費	6,830	225	7,055	0	0	0	225
計	6,830	225	7,055	0	0	0	225

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	116	01-01-01 報酬追加	116
2 給料	206	(報酬)	
3 職員手当等	1,011	01-12 会計年度任用職員報酬追加	116
4 共済費	288		
12 委託料	1,353	01-01-02 職員給与費追加	1,505
		一般職等給与費追加	
		01-05-01 経常経費追加	1,353
		(委託料)	
		12-57 戸籍情報システム関係委託料追加	1,353

2 給料	118	01-01-02 職員給与費追加	434
3 職員手当等	38	一般職給与費追加	
4 共済費	278		

1 報酬	33	01-01-01 報酬追加	33
3 職員手当等	6	(報酬)	
		01-11 非常勤特別職報酬追加	33
		住宅・土地統計調査指導員 13	
		住宅・土地統計調査調査員 20	
		01-01-02 職員給与費追加	6
		一般職給与費追加	

2 給料	49	01-01-02 職員給与費追加	225
3 職員手当等	10	一般職給与費追加	
4 共済費	166		

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 社会福祉総務費	355,662	21,189	376,851	0	0	0	21,189
20 国民年金費	3,121	137	3,258	0	0	0	137
30 老人福祉費	267,151	1,600	268,751	0	0	0	1,600
計	1,208,058	22,926	1,230,984	0	0	0	22,926

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	155,757	759	156,516	0	0	0	759
10 認定こども園費	291,555	△2,163	289,392	0	0	0	△2,163
15 保育所費	125,330	△2,283	123,047	0	0	0	△2,283
計	655,539	△3,687	651,852	0	0	0	△3,687

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	103	01-01-01 報酬追加	103
2 給料	9,234	(報酬)	
3 職員手当等	8,287	01-12 会計年度任用職員報酬追加	103
4 共済費	3,565	01-01-02 職員給与費追加	21,086
		一般職等給与費追加	
1 報酬	85	01-01-01 報酬追加	85
3 職員手当等	19	(報酬)	
4 共済費	33	01-12 会計年度任用職員報酬追加	85
		01-01-02 職員給与費追加	52
		会計年度任用職員給与費追加	
27 繰出金	1,600	05-16-01 介護保険特別会計繰出金追加	1,600
		27-01 繰出金追加	1,600

2 給料	400	01-01-02 職員給与費追加	489
3 職員手当等	26	一般職給与費追加	
4 共済費	63		
18 負担金補助及び交付金	270	05-02-01 夜間保育施設補助事業	270
		18-51 補助金	270
1 報酬	△503	01-01-01 報酬更正減	△503
2 給料	△272	(報酬)	
3 職員手当等	△244	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△503
4 共済費	△1,144	01-01-02 職員給与費更正減	△1,660
		一般職等給与費更正減	
1 報酬	736	01-01-01 報酬追加	736
2 給料	△1,863	(報酬)	
3 職員手当等	△693	01-12 会計年度任用職員報酬追加	736
4 共済費	△463	01-01-02 職員給与費更正減	△3,019
		一般職等給与費更正減	

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 保健衛生総務費	107,426	△17,853	89,573	0	0	0	△17,853
計	418,839	△17,853	400,986	0	0	0	△17,853

(款) 20 衛生費

(項) 10 清掃費

05 清掃総務費	132,060	△2,330	129,730	0	0	0	△2,330
10 ごみ処理費	1,181,620	32,669	1,214,289	0	0	0	32,669
計	1,384,845	30,339	1,415,184	0	0	0	30,339

(款) 25 農林水産業費

(項) 05 農業費

10 農業総務費	6,927	117	7,044	0	0	0	117
15 農業振興費	8,909	518	9,427	0	0	0	518
計	15,836	635	16,471	0	0	0	635

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	127	01-01-01 報酬追加	127
2 給料	△9,620	(報酬)	
3 職員手当等	△5,519	01-12 会計年度任用職員報酬追加	127
4 共済費	△2,841	01-01-02 職員給与費更正減 一般職等給与費更正減	△17,980

1 報酬	△1,330	01-01-01 報酬更正減	△1,330
2 給料	82	(報酬)	
3 職員手当等	△521	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△1,330
4 共済費	△561	01-01-02 職員給与費更正減 一般職等給与費更正減	△1,000
10 需用費	△31,000	01-05-01 経常経費追加・更正減	32,669
12 委託料	62,439	(需用費)	
18 負担金補助 及び交付金	1,230	10-02 燃料費更正減	△7,000
		10-05 光熱水費更正減	△24,000
		(委託料)	
		12-51 ごみ収集運搬委託料追加	256
		12-58 ごみ外部処理委託料追加	62,183
		(負担金補助及び交付金)	
		18-92 事業系一般廃棄物外部処理対応交付金追加	1,230

2 給料	12	01-01-02 職員給与費追加	117
3 職員手当等	40	一般職給与費追加	
4 共済費	65		
1 報酬	304	05-01-01 有害鳥獣対策事業追加	518
3 職員手当等	44	01-12 会計年度任用職員報酬追加	304
4 共済費	170	03-01 職員手当等追加	44
		04-01 共済費追加	170

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 観光総務費	68,831	△922	67,909	0	0	0	△922
10 観光振興費	221,660	12,957	234,617	0	0	0	12,957
15 観光施設費	102,204	4,341	106,545	0	0	0	4,341
17 箱根湿生花園費	217,473	△2,466	215,007	0	0	0	△2,466
20 森のふれあい館費	187,732	△1,896	185,836	0	0	0	△1,896
25 ジオミュージアム費	57,620	△309	57,311	0	0	0	△309
30 観光美化推進費	15,882	205	16,087	0	0	0	205
計	1,080,478	11,910	1,092,388	0	0	0	11,910

(単位：千円)

節			
区 分	金 額	説 明	
2 給料	△472	01-01-02 職員給与費更正減	△922
3 職員手当等	△220	一般職給与費更正減	
4 共済費	△230		
3 職員手当等	617	01-01-02 職員給与費追加	617
18 負担金補助 及び交付金	12,340	一般職給与費追加	
		05-37-01 観光施設高付加価値化申請支援事業	12,340
		18-51 補助金	12,340
12 委託料	341	05-03-01 ハイキングコース等整備事業追加	4,341
16 公有財産購 入費	4,000	12-01 委託料	341
		16-01 公有財産購入費	4,000
1 報酬	△1,873	01-01-01 報酬更正減	△1,873
2 給料	272	(報酬)	
3 職員手当等	△589	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△1,873
4 共済費	△276	01-01-02 職員給与費更正減	△593
		一般職等給与費更正減	
1 報酬	203	01-01-01 報酬追加	203
2 給料	△1,380	(報酬)	
3 職員手当等	△446	01-12 会計年度任用職員報酬追加	203
4 共済費	△273	01-01-02 職員給与費更正減	△2,099
		一般職等給与費更正減	
1 報酬	138	01-01-01 報酬追加	138
2 給料	△324	(報酬)	
3 職員手当等	△284	01-12 会計年度任用職員報酬追加	138
4 共済費	161	01-01-02 職員給与費更正減	△447
		一般職等給与費更正減	
2 給料	74	01-01-02 職員給与費追加	205
3 職員手当等	98	一般職給与費追加	
4 共済費	33		

(款) 35 土木費

(項) 05 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 土木総務費	61,662	748	62,410	0	0	0	748
計	61,662	748	62,410	0	0	0	748

(款) 35 土木費

(項) 10 道路橋りょう費

10 道路維持費	176,712	5,000	181,712	0	0	0	5,000
計	278,918	5,000	283,918	0	0	0	5,000

(款) 35 土木費

(項) 15 河川費

05 河川総務費	9,431	2,000	11,431	0	0	0	2,000
計	9,431	2,000	11,431	0	0	0	2,000

(款) 35 土木費

(項) 20 都市計画費

05 都市計画総務費	99,048	△1,038	98,010	0	0	0	△1,038
計	130,498	△1,038	129,460	0	0	0	△1,038

(款) 35 土木費

(項) 30 住宅費

05 住宅管理費	98,246	1,550	99,796	△4,098	5,700	0	△52
計	98,246	1,550	99,796	△4,098	5,700	0	△52

(款) 40 消防費

(項) 05 消防費

05 常備消防費	902,902	17,148	920,050	0	0	0	17,148
計	1,284,343	17,148	1,301,491	0	0	0	17,148

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	382	01-01-02 職員給与費追加	748
3 職員手当等	149	一般職給与費追加	
4 共済費	217		

11 役務費	5,000	01-05-01 経常経費追加 (役務費)	5,000
		11-21 浚渫等手数料追加	5,000

11 役務費	2,000	01-05-01 経常経費追加 (役務費)	2,000
		11-21 浚渫等手数料追加	2,000

1 報酬	278	01-01-01 報酬追加	278
2 給料	△1,996	(報酬)	
3 職員手当等	1,680	01-12 会計年度任用職員報酬追加	278
4 共済費	△1,000	01-01-02 職員給与費更正減 一般職等給与費更正減	△1,316

14 工事請負費	1,550	05-01-01 町営住宅整備事業追加・財源内訳更正	1,550
		14-01 工事請負費追加	1,550

2 給料	5,798	01-01-02 職員給与費追加	17,148
3 職員手当等	5,409	一般職給与費追加	
4 共済費	5,941		

(款) 45 教育費

(項) 05 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 事務局費	281,710	△2,691	279,019	0	0	0	△2,691
計	283,957	△2,691	281,266	0	0	0	△2,691

(款) 45 教育費

(項) 10 小学校費

05 小学校管理費	265,185	267	265,452	0	0	0	267
計	272,633	267	272,900	0	0	0	267

(款) 45 教育費

(項) 15 中学校費

05 中学校管理費	72,068	224	72,292	0	0	0	224
計	101,064	224	101,288	0	0	0	224

(款) 45 教育費

(項) 20 幼稚園費

05 幼稚園管理費	41,964	△41	41,923	0	0	0	△41
計	41,964	△41	41,923	0	0	0	△41

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△3,952	01-01-01 報酬更正減	△3,952
2 給料	3,018	(報酬)	
3 職員手当等	△2,086	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△3,952
4 共済費	329	01-01-02 職員給与費追加 特別職給与費追加 一般職等給与費追加	1,261

1 報酬	9	01-01-01 報酬追加	9
2 給料	131	(報酬)	
3 職員手当等	95	01-12 会計年度任用職員報酬追加	9
4 共済費	32	01-01-02 職員給与費追加 一般職等給与費追加	258

1 報酬	84	01-01-01 報酬追加	84
2 給料	46	(報酬)	
3 職員手当等	55	01-12 会計年度任用職員報酬追加	84
4 共済費	39	01-01-02 職員給与費追加 一般職等給与費追加	140

1 報酬	△385	01-01-01 報酬更正減	△385
2 給料	43	(報酬)	
3 職員手当等	326	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△385
4 共済費	△25	01-01-02 職員給与費追加 一般職等給与費追加	344

(款) 45 教育費

(項) 25 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 社会教育総務費	13,298	△69	13,229	0	0	0	△69
10 公民館費	112,990	△292	112,698	0	0	0	△292
15 郷土資料館費	45,320	71	45,391	0	0	0	71
30 箱根関所費	119,395	△1,323	118,072	0	0	0	△1,323
計	323,186	△1,613	321,573	0	0	0	△1,613

(款) 45 教育費

(項) 30 保健体育費

10 体育施設費	77,038	378	77,416	0	0	0	378
計	84,944	378	85,322	0	0	0	378

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	169	01-01-01 報酬追加	169
3 職員手当等	△227	(報酬)	
4 共済費	△11	01-12 会計年度任用職員報酬追加	169
		01-01-02 職員給与費更正減	△238
		会計年度任用職員給与費更正減	
1 報酬	△60	01-01-01 報酬更正減	△60
2 給料	39	(報酬)	
3 職員手当等	△251	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△60
4 共済費	△20	01-01-02 職員給与費更正減	△232
		一般職等給与費更正減	
1 報酬	111	01-01-01 報酬追加	111
3 職員手当等	△40	(報酬)	
		01-12 会計年度任用職員報酬追加	111
		01-01-02 職員給与費更正減	△40
		会計年度任用職員給与費更正減	
1 報酬	△43	01-01-01 報酬更正減	△43
2 給料	△811	(報酬)	
3 職員手当等	△336	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△43
4 共済費	△133	01-01-02 職員給与費更正減	△1,280
		一般職等給与費更正減	

1 報酬	334	01-01-01 報酬追加	334
3 職員手当等	26	(報酬)	
4 共済費	18	01-12 会計年度任用職員報酬追加	334
		01-01-02 職員給与費追加	44
		会計年度任用職員給与費追加	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3	-	25,980	11,856 (4.5)	-	7,987	45,823	6,477	52,300	
	議 員	13	49,224	-	22,151 (4.5)	-	-	71,375	14,251	85,626	
	その他の 特別職	590	34,893	-	-	-	-	34,893	9,360	44,253	
	計	606	84,117	25,980	34,007	-	7,987	152,091	30,088	182,179	
補正前	長 等	3	-	25,980	11,593 (4.4)	-	7,981	45,554	6,465	52,019	
	議 員	13	49,224	-	21,659 (4.4)	-	-	70,883	14,251	85,134	
	その他の 特別職	590	34,860	-	-	-	-	34,860	9,360	44,220	
	計	606	84,084	25,980	33,252	-	7,981	151,297	30,076	181,373	
比 較	長 等	0	-	0	263 (0.1)	-	6	269	12	281	
	議 員	0	0	-	492 (0.1)	-	-	492	0	492	
	その他の 特別職	0	33	-	-	-	-	33	0	33	
	計	0	33	0	755	-	6	794	12	806	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	501	208,066	1,341,308	1,087,136	2,636,510	464,516	3,101,026	
補正前	489	220,227	1,346,081	1,050,132	2,616,440	464,405	3,080,845	
比 較	12	△ 12,161	△ 4,773	37,004	20,070	111	20,181	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養	地 域	通 勤	期 末	勤 勉	管 理 職	特 殊 勤 務
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
	補正後	31,317	-	55,573	323,538	241,607	42,559	2,063
	補正前	30,564	-	54,690	326,804	241,125	41,591	3,061
	比 較	753	-	883	△ 3,266	482	968	△ 998

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直	時 間 外 勤 務	住 居	管 理 職 員 特 別 勤 務	児 童	退 職
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
	補正後	1,476	122,774	33,413	2,583	16,120	214,113
	補正前	1,476	118,474	35,382	2,583	14,950	179,432
	比 較	0	4,300	△ 1,969	0	1,170	34,681

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考																
給 料	△ 4,773	給与改定に伴う増減分	16,728																		
		その他の増減分	△ 16,619 △ 10,638 5,756	人事異動等による減 中途退職による減 中途採用による増																	
職員手当等	37,004	制度改正に伴う増減分	9,296 8,459	期末手当 9,296千円	給料改定による増 3,320千円 支給月数改定による増 5,976千円																
				勤勉手当 8,459千円	給料改定による増 2,779千円 支給月数改定による増 5,680千円																
					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末</td> <td>1.200</td> <td>1.250 (1.2)</td> <td>2.45 (2.4)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>1.000</td> <td>1.050 (1.0)</td> <td>2.05 (2.0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.200</td> <td>2.300 (2.2)</td> <td>4.50 (4.4)</td> </tr> </tbody> </table>		6月期	12月期	計	期末	1.200	1.250 (1.2)	2.45 (2.4)	勤勉	1.000	1.050 (1.0)	2.05 (2.0)	計	2.200	2.300 (2.2)	4.50 (4.4)
	6月期	12月期	計																		
期末	1.200	1.250 (1.2)	2.45 (2.4)																		
勤勉	1.000	1.050 (1.0)	2.05 (2.0)																		
計	2.200	2.300 (2.2)	4.50 (4.4)																		
		その他の増減分	19,249	時間外勤務手当 4,300千円 期末手当 △ 12,562千円 勤勉手当 △ 7,977千円 退職手当組合負担金 34,681千円 その他の増減分 807千円	支給基礎額の減 (休職 退職等の減額含む) 支給基礎額の減 (休職 退職等の減額含む) 退職者増による特別負担金の増																

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア、職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職	消 防 職
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	308,843	302,380	301,799
	平均給与月額 (円)	340,296	330,600	337,323
	平均年齢 (歳)	41.2	55.6	39.6
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	310,605	300,520	296,698
	平均給与月額 (円)	357,571	332,300	394,699
	平均年齢 (歳)	41.6	54.6	39.2

イ、初任給

区 分	一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消 防 職 (円)	国 の 制 度		
				一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消 防 職 (円)
高 校 卒	166,600	147,700	170,900	166,600	151,900	-
大 学 卒	196,200	-	202,400	196,200	-	-

ウ、級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			単 純 労 務 職			消 防 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年11月1日現在	1 級	32	13.4	1 級	0	0.0	1 級	25	24.2
	2 級	58	24.3	2 級	0	0.0	2 級	11	10.7
	3 級	29	12.1	3 級	3	60.0	3 級	17	16.5
	4 級	32	13.4	4 級	2	40.0	4 級	20	19.4
	5 級	32	13.4				5 級	15	14.6
	6 級	32	13.4				6 級	9	8.7
	7 級	19	7.9				7 級	5	4.9
	8 級	5	2.1				8 級	1	1.0
	計	239	100.0	計	5	100.0	計	103	100.0
令和5年1月1日現在	1 級	22	9.3	1 級	0	0.0	1 級	26	26.0
	2 級	58	24.5	2 級	0	0.0	2 級	9	9.0
	3 級	39	16.5	3 級	3	60.0	3 級	16	16.0
	4 級	26	11.0	4 級	2	40.0	4 級	20	20.0
	5 級	36	15.2				5 級	15	15.0
	6 級	31	13.1				6 級	9	9.0
	7 級	20	8.4				7 級	4	4.0
	8 級	5	2.1				8 級	1	1.0
	計	237	100.0	計	5	100.0	計	100	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	主事補、技師補の職務	主事、技師の職務	主任主事、主任技師の職務	主査の職務	係長、副主幹、副技幹の職務	副課長、主幹、技幹の職務	課長、専任課長の職務	部長の職務
単純労務職	技能員、庁務員及び給食調理員の職務	相当の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員	相当高度の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員	高度の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員				
消 防 職	消防士の職務	消防士長、消防副士長の職務	主任の職務	主査、隊長、分遣所長の職務	係長、副主幹、分遣所長、隊長の職務	課長、副課長、主幹、副分署長、専任課長の職務	次長、消防署長、副署長、分署長、課長の職務	消防長の職務

エ、昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種			
			一般行政職	単純労務職	消 防 職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	347	239	5	103	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	314	210	5	99	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	1	1	0	0
		2号給(人)	28	22	0	6
		3号給(人)	4	2	0	2
		4号給(人)	220	142	2	76
		5号給(人)	57	40	3	14
		6号給(人)	4	3	0	1
比 率 (B)/(A) (%)	90.5	87.9	100.0	96.1		
補正前	職 員 数 (A) (人)	342	237	5	100	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	309	211	5	93	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	1	1	0	0
		2号給(人)	36	22	1	13
		3号給(人)	12	9	1	2
		4号給(人)	193	131	1	61
		5号給(人)	62	45	1	16
		6号給(人)	5	3	1	1
比 率 (B)/(A) (%)	90.4	89.0	100.0	93.0		

オ、期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.200	2.300	4.50	有	
補正前	2.200	2.200	4.40	有	
国の制度	2.200	2.300	4.50	有	

カ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~3,900,000円)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 3%~45%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~4,752,000円)

キ、地域手当

支 給 対 象 地 域	箱 根 町 全 地 域
支 給 率 (%)	0.0
国の指定基準に 基づく支給率(%)	0.0

ク、特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職	単純労務職	消 防 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.2	0.1	0.6	0.4
支給対象職員の比率 (5年11月1日現在) (%)	27.4	2.1	60.0	84.5
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	税務手当、清掃作業手当、消防手当			

ケ、その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 な る	町内居住者 月額10,000円加算
通 勤 手 当	同 じ	

3. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補正後	147	208,066	—	33,125	241,191	31,497	272,688	
補正前	139	220,227	—	37,677	257,904	34,174	292,078	
比 較	8	△ 12,161	—	△ 4,552	△ 16,713	△ 2,677	△ 19,390	

※本表の数値は、2－(1)総括の内数です。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1. 普通債	補正前の額	6,501,195	6,049,549	776,700	656,589	6,169,660
	補正額	0	0	5,700	0	5,700
	補正後の額	6,501,195	6,049,549	782,400	656,589	6,175,360
4. 公営住宅	補正前の額	17,683	47,403	50,200	8,303	89,300
	補正額	0	0	5,700	0	5,700
	補正後の額	17,683	47,403	55,900	8,303	95,000
合 計	補正前の額	7,725,508	7,036,965	776,700	922,700	6,890,965
	補正額	0	0	5,700	0	5,700
	補正後の額	7,725,508	7,036,965	782,400	922,700	6,896,665

議案第 72 号

令和 5 年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,400,426 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 繰入金		239,345	1,600	240,945
	05 他会計繰入金	239,345	1,600	240,945
歳入合計		1,398,826	1,600	1,400,426

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総務費		53,221	1,600	54,821
	05 総務管理費	41,685	1,600	43,285
歳出	合計	1,398,826	1,600	1,400,426

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 繰入金	239,345	1,600	240,945
歳入合計	1,398,826	1,600	1,400,426

2 歳入

(款) 45 繰入金

(項) 05 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 一般会計繰入金	239,345	1,600	240,945
計	239,345	1,600	240,945

3 歳出

(款) 05 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
05 一般管理費	41,685	1,600	43,285	0	0	1,600	0
計	41,685	1,600	43,285	0	0	1,600	0

(歳出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 総務費	53,221	1,600	54,821	0	0	1,600	0
歳出合計	1,398,826	1,600	1,400,426	0	0	1,600	0

(単位 : 千円)

節		金額	説明
区分			
10 職員給与費繰入金		1,600	05 職員給与費繰入金追加 1,600

(単位 : 千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	97	01-01-01 報酬追加.....	97
2 給料	838	(報酬)	
3 職員手当等	435	01-12 会計年度任用職員報酬追加	97
4 共済費	230	01-01-02 職員給与費追加..... 一般職等給与費追加	1,503

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の 特別職	10	4,115	-	-	-	-	4,115	-	4,115
	計	10	4,115	-	-	-	-	4,115	-	4,115
補正前	長 等	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の 特別職	10	4,115	-	-	-	-	4,115	-	4,115
	計	10	4,115	-	-	-	-	4,115	-	4,115
比 較	長 等	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の 特別職	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	計	0	0	-	-	-	-	0	-	0

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	7	3,783	16,576	14,556	34,915	5,629	40,544	
補正前	7	3,686	15,738	14,121	33,545	5,399	38,944	
比 較	0	97	838	435	1,370	230	1,600	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養	地 域	通 勤	期 末	勤 勉	管 理 職	特 殊 勤 務
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
	補 正 後	798	-	757	4,396	3,021	0	-
	補 正 前	798	-	687	4,085	2,852	0	-
	比 較	0	-	70	311	169	0	-

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直	時 間 外	住 居	管 理 職 員	児 童	退 職
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	特 別 勤 務 手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
	補 正 後	-	1,880	803	-	360	2,541
	補 正 前	-	1,880	918	-	360	2,541
	比 較	-	0	△ 115	-	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	838	給与改定に伴う増減分	259		
		その他の増減分	579	人事異動等	
職員手当等	435	制度改正に伴う増減分	116	期末 勤勉 手当 116千円	支給月数の増 (4.4月→4.5月)
		その他の増減分	319	人事異動等 319千円	

(3) 給料及び職員手当等の状況
ア、職員1人当たり給与

区 分	一般行政職	
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	269,689
	平均給与月額 (円)	290,009
	平均年齢 (歳)	36.4
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	270,750
	平均給与月額 (円)	328,425
	平均年齢 (歳)	36.4

イ、初任給

区 分	一般行政職 (円)	国の制度
		一般行政職 (円)
高 校 卒	166,600	166,600
大 学 卒	196,200	196,200

ウ、級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年11月1日現在	1 級	0	0.0
	2 級	3	60.0
	3 級	1	20.0
	4 級	0	0.0
	5 級	1	20.0
	計	5	100.0
令和5年1月1日現在	1 級	1	20.0
	2 級	2	40.0
	3 級	1	20.0
	4 級	0	0.0
	5 級	1	20.0
	計	5	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	主事補、技師 補の職務	主事、技師の 職務	主任主事、主 任技師の職務	主査の職務	係長、副主幹、 副技幹の職務	副課長、主幹 技幹の職務	課長、専任課 長の職務	部長の職務

エ、昇給

区 分		合 計	代表的な職種 一般行政職	
補正後	職 員 数	(A) (人)	5	5
	昇給に係る職員数	(B) (人)	5	5
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	0	0
		3号給(人)	0	0
		4号給(人)	3	3
		5号給(人)	2	2
	6号給(人)	0	0	
比 率 (B)/(A)	(%)	100.0	100.0	
補正前	職 員 数	(A) (人)	5	5
	昇給に係る職員数	(B) (人)	4	4
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	1	1
		3号給(人)	0	0
		4号給(人)	2	2
		5号給(人)	1	1
	6号給(人)	0	0	
比 率 (B)/(A)	(%)	80.0	80.0	

オ、期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等によ る加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.200	2.300	4.50	有	
補正前	2.200	2.200	4.40	有	
国の制度	2.200	2.300	4.50	有	

カ、定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~3,900,000円)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 3%~45%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~4,752,000円)

キ、地域手当

支給対象地域	箱根町全地域
支給率 (%)	0.0
国の指定基準に基づく支給率 (%)	0.0

ク、特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種
		一般行政職
給料総額に対する比率 (%)	-	-
支給対象職員の比率 (5年11月1日) (%)	-	-
代表的な特殊勤務手当の名称		

ケ、その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 な る	町内居住者 月額10,000円加算
通 勤 手 当	同 じ	

3. 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	2	3,783	—	731	4,514	777	5,291	
補正前	2	3,686	—	713	4,399	777	5,176	
比 較	0	97	—	18	115	0	115	

※本表の数値は、2- (1) 総括の内数です。

議案第73号

令和5年度箱根町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度箱根町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度箱根町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中「一般建設改良事業53,559千円」を「一般建設改良事業53,900千円」に改め、「有形固定資産購入6,100千円」を加える。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の本文括弧書中「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額184,023千円」を「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額190,464千円」に、「当年度分消費税資本的収支調整額9,461千円」を「当年度分消費税資本的収支調整額9,492千円」に、「建設改良積立金5,095千円」を「建設改良積立金11,505千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予算額）	（補正額）	（計）
支	出			
第1款	資本的支出	240,203千円	6,441千円	246,644千円
	第1項 建設改良費	138,703千円	6,441千円	145,144千円

令和5年11月30日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

資 本 の 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	資本の収入		56,180		56,180
	1	企業債	54,800		54,800
		1 企 業 債	54,800		54,800
	2	分担金及び負担金	1,260		1,260
		1 工 事 負 担 金	1,260		1,260
	3	他会計補助金	120		120
		1 他 会 計 補 助 金	120		120
	(当年度分消費税資本の収支調整額)		9,461	31	9,492
	(当年度分損益勘定留保資金)		164,467		164,467
	(減債積立金処分額)		5,000		5,000
	(建設改良積立金処分額)		5,095	6,410	11,505
	資本の支出財源計		240,203	6,441	246,644

支 出

款	項	目	既決額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	資本の支出		240,203	6,441	246,644
	1	建設改良費	138,703	6,441	145,144
		1 一 般 建 設 改 良 費	53,559	341	53,900
		2 送 配 水 管 整 備 費	84,510		84,510
		3 水 道 統 合 整 備 費	371		371
		4 量 水 器 設 置 費	263		263
		5 有 形 固 定 資 産 購 入 費	0	6,100	6,100
	2	企業債償還金	100,000		100,000
		1 企 業 債 償 還 金	100,000		100,000
	4	予備費	1,500		1,500
		1 予 備 費	1,500		1,500

備	考

備	考
分筆登記委託料を計上	
土地購入費を計上	

令和5年度 箱根町水道事業
 予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 : 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	純利益	3,186
	減価償却費	198,787
	資産減耗費	4,165
	長期前受金戻入	△ 38,485
	未収金の増減	△ 1,577
	貸倒引当金の増減	△ 1,436
	貯蔵品の増減	350
	未払金の増減	△ 5,719
	賞与引当金の増減	△ 169
	受取利息	△ 3
	支払利息	19,630
	<u>小計</u>	<u>178,729</u>
	受取利息	3
	支払利息	△ 19,630
	<u>業務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>159,102</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費の支出	△ 135,652
	工事負担金	1,260
	他会計補助金	120
	<u>投資活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>△ 134,272</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の収入	54,800
	企業債償還の支出	△ 100,000
	<u>財務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>△ 45,200</u>
	<u>資金増加額 (又は減少額)</u>	<u>△ 20,369</u>
	<u>資金期首残高</u>	<u>191,505</u>
	<u>資金期末残高</u>	<u>171,136</u>

令和5年度 箱根町水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

		資 産 の 部	
1	固定資産		(単位 : 千円)
	(1)有形固定資産		
	ア 土地	63,071	
	イ 建物	64,860	
	減価償却累計額	<u>△ 47,176</u>	17,684
	ウ 構築物	8,006,223	
	減価償却累計額	<u>△ 4,474,808</u>	3,531,415
	エ 機械及び装置	1,193,124	
	減価償却累計額	<u>△ 855,724</u>	337,400
	オ 車両運搬具	4,848	
	減価償却累計額	<u>△ 4,606</u>	242
	カ 工具器具及び備品	94,724	
	減価償却累計額	<u>△ 78,020</u>	16,704
	キ 建設仮勘定	<u>29,393</u>	
	有形固定資産合計		<u>3,995,909</u>
	(2)無形固定資産		
	ア 施設利用権	230	
	イ その他無形固定資産	<u>10,289</u>	
	無形固定資産合計		<u>10,519</u>
	固定資産合計		4,006,428
2	流動資産		
	(1)現金預金		171,136
	(2)未収金		
	ア 営業未収金	26,887	
	イ 営業外未収金	0	
	ウ その他の未収金	0	
	貸倒引当金	<u>△ 5,210</u>	21,677
	(3)貯蔵品		
	ア 材料	0	
	イ 貯蔵量水器	2	
	ウ その他貯蔵品	<u>260</u>	262
	(4)前払金		0
	(5)その他流動資産		
	ア 保管有価証券		<u>0</u>
	流動資産合計		<u>193,075</u>
	資産合計		<u><u>4,199,503</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債	1,292,373	
固 定 負 債 合 計		1,292,373

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債	100,888	
(2) 未 払 金	33,877	
(3) 引 当 金	5,574	
(4) その 他 流 動 負 債	0	
ア 預り担保有価証券	0	
イ 預り保証金	1,080	
ウ 下水道預り金	27,416	
エ その 他 預り金	<u>0</u>	<u>28,496</u>
流 動 負 債 合 計		168,835

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金		
ア 国 県 補 助 金	219,139	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 174,782</u>	44,357
イ 町 補 助 金	1,354,519	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 906,970</u>	447,549
ウ 受 贈 財 産 評 価 額	39,874	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 14,598</u>	25,276
エ 工 事 負 担 金	325,112	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 220,743</u>	104,369
オ 加 入 金	7,150	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 6,077</u>	<u>1,073</u>
長 期 前 受 金 合 計		<u>622,624</u>
繰 延 収 益 合 計		<u>622,624</u>
負 債 合 計		2,083,832

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金

ア 固 有 資 本 金	56,723	
イ 繰 入 資 本 金	51,300	
ウ 組 入 資 本 金	<u>1,810,289</u>	<u>1,918,312</u>
資 本 金 合 計		1,918,312

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

ア 受 贈 財 産 評 価 額	2,193	
イ 工 事 負 担 金	1,707	
ウ 国 庫 県 補 助 金	21,166	
エ 町 補 助 金	4,651	
オ そ の 他	214	
カ 加 入 金	<u>0</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		29,931

(2) 利 益 剰 余 金

ア 減 債 積 立 金	18,488	
イ 建 設 改 良 積 立 金	35,091	
ウ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	113,849	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>167,428</u>

剰 余 金 合 計

197,359

資 本 合 計

2,115,671

負 債 資 本 合 計

4,199,503

議案第 74 号

工事請負契約の一部変更について

町営住宅整備事業 前田町営住宅外壁及び屋上改修工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

請負契約金額

当初の金額 67,958,000 円を
80,740,000 円に改める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

令和 5 年 6 月 9 日に議決を得た「町営住宅整備事業 前田町営住宅外壁及び屋上改修工事」に関する「議案第 37 号 工事請負契約の締結について」の設計内容の変更を要するため、請負契約金額を変更いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号)第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 75 号

仙石原公園いこいの家指定管理者の指定について

次のとおり、仙石原公園いこいの家の指定管理者を指定する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

1 管理を行わせる施設の名称

仙石原公園いこいの家

2 指定管理者

所在地 箱根町強羅 1320 番地の 185

名 称 一般社団法人箱根町シルバー人材センター

理事長 福住 正巳

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（2 年間）

（提案理由）

仙石原公園いこいの家の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものである。